京都府立綾部高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

京都府立綾部高等学校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府教育委員会の指導の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都府立綾部高等学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当 するかどうかを判断する。

第2 いじめ対策委員会の設置

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応を行う。

また、その担う役割から、他の委員会と併せず、単独で設置する。

1 役割

(1) 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境をつくる。

- (2) 早期発見·事案対処
 - いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の窓口となる。
 - ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動 等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ・ いじめに係る情報があった時には、緊急会議(現時点で管理職が必要と認める関係 者を招集する会議)を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケー ト調査及び聞き取り調査などにより事実関係の把握といじめであるかどうかの判断を する。
 - ・ いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と 保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
 - ・ 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあたるかを判定する。
- (3) 基本方針に基づく各種取組
 - ・ 基本方針に基づく取組の実施については、具体的な年間計画の作成、実行、検証、 修正を行う。

・ 基本方針の策定及び見直しを行うとともに、取組内容についてPDCAサイクルで 検証を行う。

2 構成

校長、副校長、生徒指導部長、学年部長、人権教育担当、教育相談会議担当、養護教諭、 特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

第3 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものである。このことを踏まえ、すべての生徒の尊厳が守られ、「いじめは決して許されない人権侵害である」との認識のもと、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。
- (2) 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
- (4) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることの ないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2 主な方策

- (1) 学校の教育活動全体を通じた生徒への指導
 - ・ 教科・科目、総合的な学習の時間及び人権学習(情報モラル、ネットいじめに係る 学習を含む)における人権尊重の意識を高める取組を行う。
 - ・ ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事(儀式的行事、文化的行事、旅行・集団 宿泊行事、勤労生産・奉仕的行事)等の特別活動及び部活動における自己存在感を与 え、自己有用感や共感的人間関係をはぐくむ取組を行う。
 - ・ 生徒指導、進路指導、保健指導等を通したいじめについての理解を深める取組を行 う。
- (2) 教職員の資質能力向上
 - いじめの防止等に係る校内研修を実施する。 (内容:現状把握と事例研修、成果と課題等)
 - ・ 京都府総合教育センターにおける専門研修(人権教育・教育相談・生徒指導・特別 支援教育の領域等)を積極的に受講する。
- (3) 教職員による点検
 - ・ 「いじめ発見のチェックリスト」(京都府教育委員会)等を活用して全教職員で実施する。
- (4) 生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止する取組、生徒会において校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等を行う。
- (5) 保護者、中学校、地域との連携
 - より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるための連携・協働を行う。
 - ホームページ等においては基本方針及び取組を積極的に発信する。
 - ・ 高等学校入学以前の人間関係が原因となり、いじめを引き起こすことのないよう、 関係中学校と必要な連携を行う。

第4 いじめの早期発見

- 1 基本的な考え方
- (1) いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、 日頃から生徒と信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう 見守るとともに、得られた情報については共有する。
- (2) 定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、深刻化することのないように適切に対処する。
- (3) いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下での対応を図るなど生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。
- (4) 生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは多大な勇気がいることであることを理解し、生徒及び保護者からの相談に対しては、迅速に対応する。
- 2 主な方策
- (1) 京都府立高等学校いじめ調査 アンケート調査と個別の聴き取り調査を実施する。(時期:7月、12月、2月)
- (2) 校内相談窓口の設置 いじめ対策委員会による生徒・保護者の相談・通報の窓口を設置する。(代表副校長、 連絡先 0773-42-0451)
- (3) 校内教育相談体制の整備 スクールカウンセラー (臨床心理士) によるカウンセリングと心のケアを行う。
- (4) 相談機関等の情報提供
 - ・ 京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン 連絡先:075-612-3268/3301 0773-43-0390
 - ・ 京都府総合教育センター メール教育相談
 URL http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm
 - ネットいじめ通報サイト

URL http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm

- 京都府警察本部(少年サポートセンター) ヤングテレフォン 連絡先:075-551-7500
- ・ 京都府警察本部 (少年サポートセンター) メール相談 URL http://www.pref.kyoto.jp/fukei/
- (5) 学校をまたがるいじめ等についての情報共有 他校の管理職、生徒指導部長等と連携及び協力を行う。
- (6) 業者委託によるネット監視 ネット上での中傷表現や個人情報の書き込みへの対応を行う。

第5 いじめに対する措置

- 1 基本的な考え方
- (1) 「いじり」や「からかい」、「過ぎた悪ふざけ」など、いじめと疑われる行為を発見した時は、直ちにその場でその行為をやめさせる。
- (2) いじめを発見、又はいじめの相談を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を報告し、今後の組織的な対応につなげる。
- (3) いじめに関わる情報については、基本方針に沿って適切に記録しておく。

- (4) 情報共有後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒の生命・ 身体の尊重を第一に考えて被害生徒を徹底して守り通すとともに、事実関係を迅速に保 護者に伝え、不安の解消に努める。
- (5) これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係学校・関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

2 方策

- (1) いじめを発見、又はいじめの通報を受けたときの対応
 - ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに 共感的態度で内容を聴く。
 - ・ いじめを発見又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちにいじめ 対策委員会に報告し、情報の共有を図る。
 - ・ いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、 いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連 絡するとともに、京都府教育委員会に報告する。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管 警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) いじめられた生徒又は保護者への支援
 - ・ いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた生徒が落ち 着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
 - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な心のケアなどの支援を行う。
 - ・ 保護者の不安や怒りについては、誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- (3) いじめた生徒への指導・支援又は保護者への助言
 - ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為になるおそれがあること を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ いじめた生徒の成長を支援する観点から、その生徒が抱える問題を解決するための 適切な支援を行う。
 - 学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求める。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・ いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互い を尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (5) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめへの対応
 - ・ インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与え かねない行為であることを理解させる。
 - ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又はプロバイダーに削除依頼をする。また、必要に応じて所管警察署や京都地方法務局に相談する。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管 警察署に通報し、適切に援助を求める。

第6 重大事態への対処

- 1 重大事態とは、次の場合を言う。
 - ・ いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると き。

- ・ いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 生徒や保護者から、上記の旨の申立てがあった場合

2 調査主体

重大事態が発生した場合は、直ちに京都府教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を母体として速やかに組織を設ける。被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

3 情報の提供

学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

4 調査結果

調査結果を京都府教育委員会に報告する。

5 再発防止

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。

平成26年4月1日策定 平成30年11月22日一部改正